

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内における開発行為又は宅地造成に関する工事に伴い設けられる住宅等に附属することとなる自動車車庫等及びこれに附属する建築物の部分に対する建築基準法第48条第1項、第2項又は第8項ただし書許可の基準

(目的)

第1条 この基準は、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内における開発行為又は宅地造成に関する工事に伴い設けられる住宅等に附属することとなる自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）（以下「自動車車庫等」という。）及びこれに附属する建築物の部分に対する建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項、第2項又は第8項ただし書に基づく許可に関して必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この基準は、次に掲げる要件を満たす自動車車庫等及びこれに附属する建築物の部分に適用する。

- (1)敷地は、原則として、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受ける開発区域内又は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項又は第12条第1項の許可を受ける宅地内のものであること。
- (2)階数は、原則として、1であること。
- (3)床面積は、原則として、30平方メートル以下であること。

附 則

この基準は、平成23年10月20日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。